

茨城工業高等専門学校留学規則

〔 令和2年3月10日
改 正 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校学則第13条の5及び第26条の2第3項の規定に基づき、本校学生の外国の高等学校又は大学への留学（以下「留学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 留学は、次の各号に該当する場合に許可するものとする。

- (1) 留学生の高等学校又は大学が、正規の教育機関であり体系的な教育課程を有していること。
- (2) 前号の高等学校又は大学に在籍することを許可されていること。
- (3) 留学の目的、理由等が当該学生にとって教育上有益であると認められること。

(申請及び許可)

第3条 留学しようとする者は、原則として、出国3か月前までに留学願（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- (1) 留学希望先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
 - (2) その他校長が必要と認める書類
- 2 前項の願い出があつたときは、校長は、教務委員会の議に付し前条各号の基準を満たしているものについて、これを許可するものとする。
- 3 前項の許可を受けた場合において、出国前に留学の許可基準に該当しなくなつたときは、その許可を取り消すことがある。

(期間)

第4条 留学の期間は、10か月以上1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

- 2 留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第5条 留学期間が終了したときは、すみやかに復学願（別紙様式3）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 留学先の高等学校又は大学の発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- (2) 本人の留学に関する報告書

第6条 復学の際の学年については、教務委員会の審査の結果に基づき、校長が決定するものとする。

(単位の認定)

第7条 留学中の履修に係る単位の認定は、個々の科目については行わず、当該留学生が留学先の高等学校又は大学において修めた成績を教務委員会で審議し、運営会議の議を経て、良好と認められた場合に、60単位を超えない範囲で一括して認める。

- 2 留学期間の短縮を許可された場合において、当該留学期間が第4条第1項本文に定める期間に満たなくなつたときは、前項の単位認定は行わない。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月14日から施行する。

(別紙様式1)

留 学 願

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
	学科	工学科	
	主専攻	系	
	氏名	⑩	
保護者	氏名	⑩	

私は下記理由により、留学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

留学の理由			
留学先の国名			
留学先の学校名			
留学先の学校所在地			
留学先の住所			
留学の期間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	

(別紙様式2)

留 学 期 間 変 更 願

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
	学科	工学科	
	主専攻	系	
	氏名	⑩	
保護者	氏名	⑩	

私は下記理由により、留学期間の変更をしたいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

留学 延長 短縮 の理由			
留学先の国名			
留学先の学校名			
留学先の学校所在地			
留学先の住所			
留学 延長 短縮 の期間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	

(別紙様式3)

復 学 願

茨城工業高等専門学校長 殿

申請日	年 月 日		
本人	年 組	学籍番号	
	学科	工学科	
	主専攻	系	
	氏名	⑩	
保護者	氏名	⑩	

私は下記により、復学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

復学の理由	
留学先の国名	
留学先の学校名	
復学の期日	年 月 日